

令和元年第9回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和元年7月22日(月) 午後4時00分～午後5時05分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	宮田 哲
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	塚本 真敏

4 議 事

事務報告

承認第6号 専決処分した事件の承認について

(令和元年度第12地区教科書採択地区調査委員会の委員の委嘱について)

報告第7号 幕別町小学生国内研修派遣事業研修生の決定について

議案第31号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について

議案第32号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

議案第33号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第34号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 只今から、第9回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1

番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第8回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第8回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いします。

(ありません。)

菅野教育長 事務報告がないようですので、議件に入ります。

次に日程第5、承認第6号、専決処分した事件の承認について、令和元年度第12地区教科書採択地区調査委員会の委員の委嘱につきましては調査委員会の公正確保の点から、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第6、報告第7号幕別町小学生国内研修派遣事業研修生の決定について、説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 報告第7号、幕別町小学生国内研修派遣事業研修生の決定について、ご説明申し上げます。議案書の3ページ及び4ページをご覧ください。

小学生の国内研修派遣事業は、派遣先の歴史や生活、文化等に触れるとともに、集団行動や体験学習、ホームステイ、派遣先の児童との交流などを通じて、心豊かでたくましく生きる青少年の育成を図り、将来の幕別町を担う少年活動のリーダーを養成しようとするものであります。

本事業につきましては、派遣と受入を隔年で実施しており、今年度は高知県中土佐町と神奈川県開成町へ、また、埼玉県上尾市へそれぞれ派遣する年になります。

派遣する児童は、いずれの研修も小学5、6年生とし、各学校からの推薦をいただき、過日、中土佐町・開成町へは20名、上尾市へは10名について決定させていただいたところであります。

研修の行程につきましては、中土佐町・開成町が資料1の日程にありますとおり7月29日(月)から8月2日(金)までの4泊5日、上尾市が今回からホームステイ受入家庭の負担軽減を図り、4泊のホームステイを2泊に、3泊目を宿泊施設に見直し、資料2とおり8月3日(土)から6日(火)までの3泊4日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

東委員 国内研修へ行く児童生徒を決める際に、各学校で参加申し込みできる人数の制限はあるのでしょうか。

生涯学習課長(石田 晋一) 各学校の人数制限はしておりません。

菅野教育長 そのほかに質疑はありますか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

報告第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、報告第7号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第7、議案第31号幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について、説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) それでは、議案第31号幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について、につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、5ページになりますが、別にお配りの議案第31号説明資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正による、本年10月1日からの幼児教育の無償化に伴い、条例につきまして所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

左が現行条例、右側が改正条例になり、改正箇所には、下線を引いております。

第4条では、保育料について規定しておりますが、保育料の無償化に伴い、条文を削除するものであります。

第5条では、延長保育料の規定であります。保育料につきましては、無償化となりますが、延長保育料につきましては、無償化の対象ではないため、そのまま残るものであります。

第4条の削除により「園児」の定めをあらためて規定するもので、第4条の削除により規定しておりました、別表第1も削除されたことから、第5条第2項に規定しております、別表第2を別表とするものであり、同条を第4条とし、第6条では、保育料の無償化に伴い、第1項で定めておりました、保育料の減免規定の削除、見出し及び第2項では、保育料は無償化となりますが、延長保育料が残ることによる、文言の整理を行い、同条を第5条とし、第7条につきましても、保育料無償化に伴う、文言の整理を行い、同条を第6条とし、第8条を第7条とするものであります。

次ページをご覧ください。

別表第1は、無償化に伴う削除するものでございます。

5ページをご覧ください。別表第2は、別表第1の削除に伴う繰り上げと関係条文改正に伴う改正となるものであります。

議案6ページにお戻りください。

附則についてであります。令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第31号について、原案のとおり申し出ることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第31号につきましては原案どおり申し出することに可決いたしました。

次に、日程第8、議案第32号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱について、説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) それでは、議案第32号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。

議案書は6ページと7ページ、資料につきましては、別冊の議案第32号説明資料をご覧いただきたいと思っております。左が現行要綱、右側が改正要綱になり、改正箇所には、下線を引いております。

本補助金につきましては、私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減、公私間格差の是正を図るものとして、国で定めます基準に準じて要綱を定め、補助金を交付しているものであります。この度、幼保無償化に伴い、補助金上限額の計算方法の改正に伴う改正等であり、9月に支給します8、9月分の補助金を計算する際の限度額を定めたものであります。

説明資料の2ページをご覧ください。

注5では、途中入園又は途中退園した際の補助金の限度額から、減額する額の計算式についての改正であります。これまでは、 $(\text{保育料}+3) \div 15$ として、+3は入園料相当額を含んだ計算式となっていました。新制度移行により、入園料が月割りとなり保育料に含まれていることから支払月数を12で割る、とするものであります。

また、注6では、入園料、保育料の補助額算出する際の限度額の計算方法となりますが、10月からの無償化に伴い、実学を計算することから、入園料及び保育料を計算し、合算した額と国庫補助限度額を比較して、補助額を決定するものであり、以降4ページ、6、7ページにおきましても、同様の改正となっておりますが、これは、補助対象区分ごとの別表となっておりますことから、それぞれの別表に対して注5及び注6の改正を行うものであります。

議案7ページにお戻りください。

附則についてであります。公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。なお、10月からの保育料の無償化に伴いまして、9月の教育委員会会議において、同要綱を廃止する要綱を提案予定でありますことを申し添えます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 実施日が平成31年4月1日ですが、条例改正の申し出は令和元年10月1日になっていて期日の差はどうしてあるのでしょうか。

学校教育課長(宮田 哲) 10月1日から無償化になりますが、補助金を算出する際には4月から9月までの支払額から補助金を計算しますので4月1日に遡って、改めて実額で計算し直します。

学校教育係長(塚本 真敏) 条例改正の制度の詳細が7月に入ってからきましたので、4月から7月までの算出は今までの計算方法で行っていました。国で定められた計算方法で遡って、4月から9月分をもう一度計算し直して、8月、9月分を半年分を調整します。10月以降は無償化になりますので、この要綱は廃止の予定です。

菅野教育長 そのほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第32号については原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第33号令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について、説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案第33号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

このたびの補正予算の要求につきましては、先ほどの議案で説明いたしましたとおり、子ども・子育て支援法の改正により、本年10月から幼児教育無償化がスタートするため、これに伴う減額補正であります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10款教育費、4項幼稚園費、2目教育振興費1,841万9千円の減額であります。私立幼稚園入園料保育料補助金については、保護者の経済的負担軽減のため入園料及び保育料の一部を補助するものであります。9月末までの支出を見込み減額するもので、次の就園奨励費補助につきましても国の基準に基づき扶助するもので、同様に9月末までの支出を見込み減額するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

14款使用料及び手数料、1款使用料、7目教育使用料、79万5千円の減額で、幼稚園保育料の現年分であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費補助金、599万9千円の減額で、就園奨励費国庫補助金であります。

いずれも歳出同様に幼児無償化に伴う減額補正であります。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、64万4千円の減額で、給食費の現年度分であります。この部分であります。現在、町内の認可保育所の主食については、保護者負担を求めておりません。このため、幼稚園及び保育所の保育料無償化にあわせて、現在、給食を提供しているわかば幼稚園や、幕別幼稚園、へき地保育所についても、子育て世帯の負担軽減を目的として、10月以降については、主食分として1食40円、対象者数246人分を減額しようとするものであります。

また、これに加えて、国では年収360万円未満相当の世帯につきましては、副食費も免除することになっていきますので、対象となる9人分については、副食費分を減額するものであります。参考までに、現在、幕別地域の幼稚園、へき地保育所の給食費は1食194円、忠類へき地保育所は197円となっておりますが、10月以降、それぞれ主食分を減額しますので、154円、157円とする予定としております。さらに、先ほど申しあげました収入360万円未満の9世帯については、主食・副食費ともに無償となるということでもあります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第33号については原案どおり可決いたしました。

次に、日程第10、議案第34号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定についてはプライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については以上となりますが、その他といたしまして、令和2年度から使用する小学校教科用図書及び9条に係る町内4か所で開催した展示会における意見等の報告、そして教育委員の皆様事前に割り振りさせていただいておりました意見をお願いしたいと思います。なお、教科書採択の公正確保の観点から「秘密会」といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

私からは以上となりますが、このほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程のすべてが終了しましたので、第9回教育委員会会議を閉じます。